射水市告示第３２５号

地方税法の規定により送達する書類の公示送達について

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類を財務管理部収納対策課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月２日

射水市長　夏　野　元　志

	送達を受けるべき者の氏名（名称）	送達すべき書類を特定するために必要な情報
1	黒田　隆志	地方税法の規定により送達する書類 13-1020-0000225
2	黒田　隆志	地方税法の規定により送達する書類 13-1020-0000226
3	黒田　隆志	地方税法の規定により送達する書類 13-1020-0000227
4	和田　剛史	地方税法の規定により送達する書類 13-1020-0000081
5	和田　剛史	地方税法の規定により送達する書類 13-1020-0000082
6	和田　剛史	地方税法の規定により送達する書類 13-1020-0000083
7	NESTERENKO　OLHA	地方税法の規定により送達する書類 13-1020-0000106
8	NESTERENKO　OLHA	地方税法の規定により送達する書類 13-1020-0000107
9	NESTERENKO　OLHA	地方税法の規定により送達する書類 13-1020-0000108
10	澤田　一磨	地方税法の規定により送達する書類 13-1020-0000563
11	五十嵐　仁	地方税法の規定により送達する書類 13-1020-0000651
12	石田　喜美江	地方税法の規定により送達する書類 13-1020-0000583
13	馬場　大輔	地方税法の規定により送達する書類 13-1020-0000872

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。